私 的 独 占 の 禁 止 及 び 公 正 取 引 の 確 保 に 関 す る 法 律 の 部 を 改 正 する 法 律 案 平に 対 す る 附 帯 六 決

参議院経済産業委員会平成二十一年六月二日

議

次が 高 **ത** 最 諸 ま 近 点 つ の に て 急 つい激 る L١ な こ て 経 適 لح 済 切に 情 なか 勢 措ん の 置 が 変 を か 化 講 に ず 市 伴 、べきに しし _ で お かつて け あ る ಠ್ಠ 公 なく中小 正 な 競 争 企業者や下 秩 序 を 確 保 請 す 事 る 業 た 者 め、 の 利 政 益 府 ー が 不 は、 当に 本 法 害 施 さ 行 れ に る 当 お た そ 1) れ

制 の 中 ま 度 ま 変 行 判 更 存 う 手 続 検 続 を す 行 討 に うこ る の 係 こ 結 る と果 規 や所 定 要に つ 平の 措い 成 + 置 て 七 を は 講 年 ず本る法 改 正 Ē 以 附 前と則 لح の に 事 さお 前れい て、 て 審 剉 ١١ 制 る 全 が、 度 面 ^ に 戾 検 わ す た 討 つ こ 0 ح 結 7 の果見 と直 な し す も L١ て、 ょ う、 の لح 現 行 審 判 の 制審 平 判成 度 制二 の 抜 度 本 を 年 的 現 な状度

に た お め 公 け 正 る 取 諸 引 刑 外 委 玉 事 手の 員 続 事 会 が き 例 行 他 を 参 の う 行 考 審 に 尋 政 b 手 ゃ つ 続 任 う、 ح 意 の の 代 整 事 理 合 情 性 人 聴 の を 取 確選 等 保 任 に U • お つ 立 11 つ 会 て、 前 L١ 向 • 供 業 き に 述 者 検 調 側 討 書 の す の + ること。 写 分 L な の 防 御 交 付 権 等 の に 行 つ 使 L١ を て 可 能 我 لح が す 玉 る

Ξ 体 越 的 的 不 لح に 地 公 中 示 位 正 小さ の な れ 濫 企 取 業 る 用 引 者 ょ 等 方 う 十 の に 法 間 拡 に に分 大 対 す お配 U る て け 慮 こ は る し つ لح 公 っ、 つ、 を 正 経 踏 済 な 取規ま 社 引制え 会 状 の措 確 置ガ 況 保の 1 の 及 積 ド 変 び 極 ラ 化 中 的 1 き 小な ン 企運の 本 業 用作 改 を 者 成 正 の 义 に 等 利 る に ょ こ ょ 益 1) いって、 保 ځ 課 護 徴 そ に 金 配の構 の 慮 際 成 対 す 要 象 る 下 件 لح 請 が な と関 ょ る 行 係 1) 明 を 為 含 確 類 め か 型 つ が 大 企 具 優

四 用 迅 ブ 内 かの 合 た つ 事 • つ 的 業 力 て 確 者 ル のテ は に 行 共ル 制 わ同 に れ 度 申 係 る 請 の る 悪 よ制課 う、 用 度 徴 を が 金 許 公 導 減 す 正 入 免 こ さ 取 制 لح 引 れ度 委 る が に こ 員 な つ L١ لح 会 しし ょ の を 7 う 調 踏 は に ま 査 適 え減 • 切 分 額 な 析 対 違 法 能反 象 執 力 行 事 行 の 為 業 に 向の者 万 上 発 数 に 全 見が 努 拡 を 期 め 大 事 る さ 件 ること。 こ の れ ځ るこ 解 明 ع が ま ٦ や、 た、 れ ま 同 企 で 制 業 以グ 度 上ルにし の 運

五 局 間企 の業 協 の 経 力 済 を 活 動 層 進 の グ ロ め、 外 ı 玉 バ 企ル 業 化 に を 係踏 るま え、 企 業 結 競 合 争 や政 玉 策 際 ゃ 力 競 争 ル テ法 ル の 等 玉 際 に 対 調 す和 る を 規 义 るととも 制 の 実 効 性 を 高 各 め 玉 ること。 の 競 争当

六 確 門 立 知 公 ŕ 識 正 を 取 引 き 有 委 め す 細 る 員 か 者 会 < 等 事 実の務 態 登 総 の用局 把 をの 握積人 に 員 極 努 的 体 め に制 進める の る 層 <u>ہے</u> 不 の 当 強 も化 廉 に 売 を ゃ 义 優 公 IJ 越正 的取法 地 引 曹 位 委 資 の員格 濫 会 者 ح 用 ゃ 等 関 経 の係済 学 省 問 題庁 の 行 لح 分 為の野 を 緊に 迅密お 速ない か連て つ 携 高 効 体 度 果 制 な 的を専

に

取

IJ

締

まること。

七 内 方 容 策 不 の の 公 検 周 正 討 知な 徹 を 取 継 引 底 続 を 方 す 义 法 るととも. ること。 に求 に お 民 事 け る 訴 訟 文 を 書 通提 じ 出 た 命 救 令 の 済 の特 促 則 進 に に つ 資 しし す て る は た め 事 業 当 者 及 事 び 者 の 玉 負 民 担 に そ 軽 減 の に 趣 向 旨 け及 たび

右決議する。